解散公告

当社は、平成二十六年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年十月二十九日
奈良県奈良市西大寺本町四番二四号
株式会社あゆみるく
代表清算人　岡部　孝司

解散公告

当社は、平成二十六年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年十月二十九日
北九州市小倉南区湯川新町四丁目一五番二一号
三栄陸運株式会社
代表清算人　大池　進造

解散公告

当社は、平成二十六年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年十月二十九日
福岡市早良区高取二丁目一四番二六号
有限会社シカヤ電算センター
清算人　鹿谷　昇

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年五月九日開催の社員総会の決議及び同年九月一日北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年十月二十九日
札幌市中央区北三条西二六丁目三番三〇号
医療法人社団愛生会
清算人　上田　健一

解散公告（第二回）

当組合は平成二十六年十月三日三重県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年十月二十九日
三重県桑名市大字桑部八三〇番地六
桑名市城山土地区画整理組合
清算人代表　小川　俊樹

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年九月十八日広島市長の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年十月二十九日
広島市中区紙屋町二丁目二番二五号
医療法人社団エフ・エム・シーフジイ内
科クリニック
清算人　藤井　信

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十六年九月五日福島県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年十月二十九日
福島県南会津郡南会津町山口字村上八六四番地
清算法人南郷土地改良区
代表清算人　目黒　英宏

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年九月二十六日福島県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年十月二十九日
福島県耶麻郡猪苗代町字本町四四番地
医療法人六角外科泌尿器科医院
清算人　六角　周

配当公告

名古屋市南区豊田三丁目九番二七号
破産者　丸正運輸有限会社
右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十五年（フ）第一四三二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当手続に参加することができる債権の総額
金一五一、〇二〇、九五四円
一、配当をすることのできる金額
金九六、七二〇、七四八円
平成二十六年十月二十九日
名古屋市中区錦一丁目二〇番八号カーニープレイス名古屋伏見ビル七階西脇法律事務所
破産管財人　西脇　明典

配当公告

愛知県名古屋市千種区千種一丁目一七番八号
破産者　株式会社丸竹
右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十五年（フ）第一八三五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当手続に参加することができる債権の総額
金七二七、九六四、二八四円
（内優先的破産債権額　金三〇五、六二六円）
一、配当することのできる金額
金九四、九五四、一三七円
（内優先的破産債権額　金三〇五、六二六円）
平成二十六年十月二十九日
名古屋市中区丸の内三丁目一七番六号ナカトウ丸の内ビル八階入谷法律事務所
破産管財人　入谷　正章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県栗原市築館薬師三丁目一一四番地、最後の住所宮城県栗原市築館薬師三丁目一番七号
被相続人　亡　金森　省三
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年十月二十九日
宮城県大崎市古川旭五丁目三番二号　ＳＴビル七―二階
相続財産管理人　司法書士　佐々木敬太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県天童市大字山元一五三六番地、最後の住所山形県天童市大字山元一七四〇番地一三
被相続人　亡　福田トヨ子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年十月二十九日
山形市旅篭町三丁目三番四二号　山川ビル二階　むかいだ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　向田　敏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県那須郡那須町大字寺子乙三九六七番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　戸邊由佳子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年十月二十九日
栃木県那須塩原市豊浦北町七四番地一五一
黒磯総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　園部　秀雄

第２期決算公告

平成26年10月29日
東京都渋谷区渋谷二丁目11番６号ラウンドクロス渋谷８階マザージャパン株式会社内
ＣＨＢＣ　ＪＡＰＡＮ株式会社
代表取締役　ブルス・ダリントン
貸借対照表の要旨（平成26年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	291
	資産合計	291
負債及び純資産の部	流動負債	6,094
	負債合計	6,094
	株主資本	△5,803
	資本金	100
	利益剰余金	△5,903
	その他利益剰余金	△5,903
	（うち当期純損失）	(6,125)
	純資産合計	△5,803
	負債・純資産合計	291